

東広島市農業委員会令和2年1月（第1回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年1月30日(木) 午後3時00分から3時45分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402, 403会議室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	3	長原毅	4	清水寿昭
5	森原敏昭	7	古本啓之	8	脇坂俊之
9	原茂正	10	台川洋子	11	杉本源藏
12	加栗建男	13	窪田恒治	14	佐伯隆弘
16	黒川克輝	17	小池智慧登	18	古川国昭
20	瀬戸則昭	22	住井正美	23	木原省五
24	立川万里子				

- 4 欠席委員 5人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	小倉亜紗美	6	岡本義則	15	田辺寿孝
19	在間千鳥	21	岡土居正弘		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 7番 古本啓之 委員 8番 脇坂俊之 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 空家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第2号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第3号 農地改良届出の受理について

(6) その他

- (1) 利用意向調査の通知について
(2) 令和2年度東広島市農業委員会総会スケジュールについて

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係長	法 専 信次郎	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主査	佐々木 照 之	
農地保全係主任主事	菊 田 直 紀	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査	浅 井 初 音	
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長	貞 清 良 成	
生活環境部豊栄支所地域振興課主査	岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課主査	木 村 ゆかり	

議 長	<p>それでは、これより令和2年3月総会を開会いたします。</p> <p>それでは、これより議事進行をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>在任委員数24人中21名、あと基川さんがお越しになるんかどうかわかりませんが、今現在のところは21名ということでございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しております。したがって、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、11番の杉本委員さん、13番の窪田委員さんをお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和2年3月27日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和2年1月30日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>なお、1月となりましたので、議案番号は1番からになりますことをご承知いただきたいと思っております。</p> <p>それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 任	<p>議長、事務局和田です。</p> <p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号について説明いたします。</p> <p>今月は10件の申請がありました。内訳は4ページをご覧ください。</p> <p>田21筆、21,346㎡、畑2筆、128㎡、合計23筆、21,474㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、1-1について説明します。</p> <p>●●の東700mのところ、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、2-2について説明します。</p> <p>●●の南西200m及び300mのところ、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、3-3について説明します。</p> <p>●●の北西200mのところ、耕作者へ売買のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、4-4について説明します。</p> <p>●●の東800mのところ、自宅隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、5-5について説明します。</p> <p>●●の北600mのところ、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、6-6について説明します。</p> <p>●●に近接するところで、親子間の贈与により所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、7-7について説明いたします。</p> <p>●●の南西1.4kmのところ、自宅隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、8-8、9-9について、関連しますので一括して説明します。</p>

和田主任	<p>松賀中学校の北東約700mのところ、親戚間の贈与により所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、10-10について説明します。</p> <p>賀茂北高校の南西400mのところ、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、10件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p>
議長	<p>只今事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。</p>
	< なし >
議長	<p>それではないようでございますので採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
法専農地係長	<p>議長、事務局法専です。</p> <p>議案の5ページをごらんください。</p> <p>議案第2号でございます。</p> <p>今月は3件の申請がありました。内訳は6ページをごらんください。</p> <p>田4筆、1,310㎡のうち転用面積577.38㎡、畑2筆、204㎡、合計6筆、1,524㎡のうち転用面積781.38㎡です。</p> <p>内容につきましては、着席にて説明申し上げます。</p> <p>それでは、1-1でございます。</p> <p>墓地及び駐車場への転用事案です。申請者は●●に居住しています。現在、墓地が山の中にあり、墓参りが困難でありますことから、このたび自宅前面の申請地に移設するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北東420mに位置する第2種農地です。なお、墓地、埋葬等に関する法律に基づく申請につきましては、担当部局に提出されております。また、申請地は既に一部を駐車場として利用されていたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>続きまして、2-2でございます。</p> <p>駐車場及び進入路への転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび申請地を農機具等の駐車場と進入路として利用するため転用申請されたものです。申請地は、●●の西北西300mに位置する第2種農地です。なお、申請地は既に駐車場と進入路として利用されていたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>続きまして、3-3でございます。</p> <p>一般住宅への転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび母親が高齢のため介護が必要となり、また農業を継承することになったことから、実家に隣接する申請地に分家住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南南西1.3kmに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。また、農用地区域から除外見込みです。</p> <p>以上の3件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから上程いたしました。</p> <p>また、議案番号3-3につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議</p>

		<p>がなければ許可とし、その他の2件は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議	長	<p>只今事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p>
		<p>< なし ></p>
議	長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p>
		<p>< なし ></p>
議	長	<p>ご質問、ご意見がないようでございますので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、6ページの3-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>< 全員挙手 ></p>
議	長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、6ページの3-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
津山主査		<p>議長、事務局津山です。</p> <p>それでは、総会議案の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号について説明します。</p> <p>今月は16件の申請がありました。内訳については、総会議案の11ページをご覧ください。</p> <p>田22筆、14,918㎡、畑2筆、131㎡、合計24筆、15,049㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>1-1から3-3は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、高齢者総合福祉施設を営んでいます。本案件は、令和元年10月に農地法第5条許可申請され、関係法令の許可待ちとなっていた案件ですが、その後申請者からの取次願を受理し、このたび改めて申請されたものです。現在、受人が理事長を務める高齢者福祉施設の来客用駐車場が不足しているため、施設隣接の申請地を駐車場として整備するため転用しようとするものです。現在、従業員用駐車場はありますが、入所者の家族用駐車場は不足しており、年間複数の行事を開催する際に気軽に施設を訪れることが難しく、駐車場を求めていたところ、渡人と話がまとまり、申請されたものです。申請地は、●●の南西250mに位置する第3種農地です。なお、宅地造成の許可申請については、担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、4-4について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に事務所を置く寺院です。現在、駐車区画は境内地内及び周辺に無償貸借していますが、法要に訪れる檀家等の駐車場が慢性的に不足しており、貸借地も返却の話が出ていることから、このたび隣接する本申請地に駐車場を整備するため転用しようとするものです。また、申請地に隣接する境内地の石積みの劣化が進んでおり、寺社家屋が隣接していることもあり改修が困難であることから、石積み天端まで盛土をし、申請地を寺社境内地と同じ高さにする計画であり、法面部分が形成されることから、平面部分の有効活用面積は小さくなっています。申請地は、●●の北200mに位置する第2種農地です。なお、宅地造成の許可申請については、担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、5-5について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、造園業を営む会社です。現在、隣接地で小売業を営んでいます。店舗面積と比較して来客者用駐車場が少なく、駐車待ちの車</p>

<p>津山主査</p>	<p>が近隣に迷惑をかけることもあり、このたび店舗隣接の本申請地に駐車場を整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北東680mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、6-6について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は西条町に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西330mに位置する第2種農地です。また、農振農用地除外見込みです。</p> <p>続いて、7-7について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西400mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、8-8から11-11は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>一般住宅及び進入路への転用事案です。受人はそれぞれ●●に居住されています。このたび家族が増え、現在の借家が手狭となってきたため、本申請地に住宅を建築し、進入路と併せて整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北320mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、12-12について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西450mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、13-13について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東1,150mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、14-14について説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住され、●●で型枠工を自ら営んでいます。以前は会社近くに居住し、事業を行っていましたが、現在、申請地隣で義母と同居されています。これまで事業に必要な資材を会社近くに置いていたため、一度資材を取りに行った後に現場へ移動されており、効率的に事業を行うため、このたび居宅の隣接地を資材置場及び駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の北東1,850mに位置し、●●地区として昭和57年度から平成4年度にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、申請地は既に使用されていることから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。また、農振農用地除外見込みです。</p> <p>続いて、15-15と16-16は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、コンサルティング業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東850mまたは900mに位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明しました16件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号13-13、14-14については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、事務局から説明がありました。</p>

	担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。
	< なし >
議長	それでは、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ありませんか。
住井委員	住井です。7-7ですが、受人の住所が●●となっていますが、太陽光発電設備の管理ができるのですか。
津山主査	議長、事務局津山です。 受人につきましては●●から管理に来られることは難しいですので、地元の業者と維持管理契約をされて、●●の業者が維持管理をするということを伺っております。それから経済産業省への認定の申請書にも維持管理業者の名前が入っております。
住井委員	あと、申請地への進入路がないのではないですか。
津山主査	併用して使われる場所もございます。この筆と併せて隣接する筆を使って事業をされるということで計画されています。
議長	まだほかにもご意見ございませんか。 よろしいですか。
	< なし >
議長	ないようでございますので、それでは採決に入ります。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、10ページの13-13、14-14については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、13-13、14-14については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第4号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
菊田主任主事	議長、事務局菊田です。 議案第4号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」の設定1番に訂正がございますので、お配りしております議案第4号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」の正誤表をご覧ください。 事前に送付した議案では、●●3636番と3637番1の2筆のみを記載しており、●●3649番1、385㎡の筆が漏れておりました。正しくは、ここに記載のとおり、3筆の設定で、合計面積も当初の506㎡から891㎡となります。訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。 それでは、3筆の下限面積の設定につきまして説明させていただきます。 ●●の●●から北西に直進で約500mのところの位置する空き家に附属します写真の1、2、3の3筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。申請地は、●●3636番、畑437㎡と、同じく●●3637番1、畑69㎡、同じく●●3649番1、畑385㎡の合計面積891㎡です。農地は空き家に隣接しており、現在、当該農地は耕作されておりません。また、面積も狭小で不整形であることから、当該農地だけで貸借等の対象となりにくい状況で、空き家とセットで売買されない限り農地が耕作されることは難しいのではないかと思います。 説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

議長	只今事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。
古本委員 古本委員	7番の古本です。先日確認させていただきました。空き家も増えていますが、必要とされる方もおられます。畑についても、ほったらかしになるともう山になるばかりのところでもあります。ぜひ耕作のほうを頑張っていたきたいと思っております。 以上です。
議長	それでは質疑に入ります。 ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。
	< なし >
議長	それでは、ないようでございますので、それでは採決に入ります。 議案第4号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第4号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1aに設定することに決定をいたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告の第1号から3号について事務局の説明を求めます。
法専 農地係長	議長、事務局法専です。 報告第1号から第3号までを一括して説明を申し上げます。 本件は、東広島市農業委員会規定に基づいて専決処分したものです。 内容は、着席にて説明申し上げます。 1ページから2ページをご覧ください。 市街化区域内の農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となるものです。 このたび4条の届け出はなく、農地法第5条第1項、第7条の規定による届け出を5件受理いたしました。 続きまして、3ページから7ページをご覧ください。 法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果、10件、計25筆全ての案件につきまして非農地と回答をいたしました。 続きまして、8ページから9ページをご覧ください。 農地改良の届け出に関するもので、1件受理いたしました。 報告事項は以上でございます。
議長	ありがとうございます。 続きまして、日程第5のその他に入ります。 事務局のほうから何かございますか。
佐々木主査	議長、事務局佐々木です。 利用意向調査の通知について説明させていただきます。 昨年夏の農地利用状況調査、通称農地パトロールにおきましては、猛暑が続く中での調査、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。 委員の皆様方からのご報告をいただきました確認票や地図などに基づきまして、また事務局において航空写真などでの確認と検討も加えることで、新規に発生しました遊休農地A分類、ほかの言い方ですと再生可能な荒廃農地というものを確定いたしました。最終的な数字では、市内全体で106筆、面積では約3.5haの遊休農地が今年度新たに発生したということになります。それらの農地につきまして、所有者もしくは相続人の方に対しまして定められた様式を郵送することにより、現在、農地利用意向調査を行っているところでございます。この調査に対する回答につきましては、その意向内容によって仕分けを行い、広島県農地中間管理機構に対しての通知を今後行ってまいります。 なお、昨年度までの遊休農地の一部については、前回の意向調査後に耕作再開などが行われ、解消したケースも確認されております。また、農地転用の申請が出され、許可されたケースもございます。今年度の数字と合わせて加除した結果、現在、本市の遊休農地A分類につきましては全体で約80.7haとなっております。また、B分類、つまり非農地レベルに荒廃してしまった農地についても、同様に集計を進めております。現在のところ、今年度約

佐々木主査	<p>400筆、面積で約17haが増加し、これまでに非農地判断を行った筆を差し引いても合計で約140haに達している状況です。これらにつきましては、今後また非農地判断を行っていくこととなりますので、委員の皆様方におかれましては引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>そのほか、不作付地等につきましても、現在、集計作業を続けております。A分類、B分類とあわせ、最終的な結果報告などにつきましては推進委員の方々を含めた今年度最後の全体研修会の開催時にお伝えできるようにと考えております。いましばらくお待ちいただければと思います。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
定井農地保全係長	<p>続きまして、来年度の総会スケジュールについてご説明をさせていただきます。</p> <p>お配りしております資料2、令和2年度東広島市農業委員会総会スケジュールとある資料をご覧ください。</p> <p>この表には本日の総会を含めた令和2年1月から来年、令和3年3月までの総会の予定日等を記載しておりますので、参考にしていただければと思います。この表で、現在の農業委員さんの任期がこの5月末までとなっております。6月1日からは新しい農業委員さんの任期が始まります。このため、6月1日に辞令交付式とその後の初めての総会、初総会の開催を予定しておりますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>また、第7回7月総会以降ですけれども、会場の都合で、本館の402号室の一部屋での開催となります。通常この部屋は402、403の二部屋を使用して総会を開催しておりますけれども、7月総会からはこの半分、一部屋での開催となります。委員の皆様には大変ご不便をおかけいたしますけれども、何とぞご了承いただきたいと思っております。この中で、9月総会と来年1月総会につきましては、現時点でまだ会場が流動的であり、決まっております。なるべく早くに会場を確保したいと考えております。</p> <p>なお、ここに掲載いたしました総会の開催時間、それから場所につきましては、あくまで現時点での予定ですので、今後変更となる可能性もありますので、それにつきましてもあらかじめご承知、ご了承いただければと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他何かありますか。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、次回の総会について森原会長職務代理さんのほうから説明をお願いいたします。</p>
森原職務代理者	<p>それでは、次回2月総会は2月28日金曜日午前9時30分から本庁4階会議室402、403号室で予定しておりますので、ご出席ほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>委員の皆様方には、長時間にわたりましてご審議まことにご苦労さまでございました。</p> <p>以上で1月の総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 7番 古本 啓之 委員 8番 脇坂 俊之 委員

